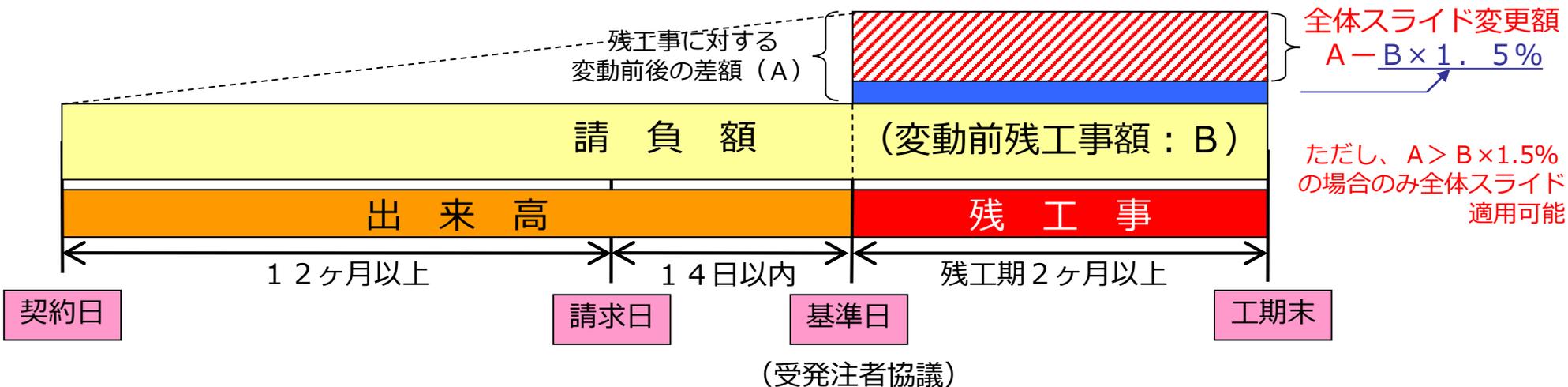


長期にわたる工事期間中の比較的緩やかな価格水準の変動に対応

工事請負契約書 第26条第1～4項 (全体スライド条項)

- 1 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
- 2 項以下 (略)

全体スライド (工事請負契約書第26条第1項～第4項)

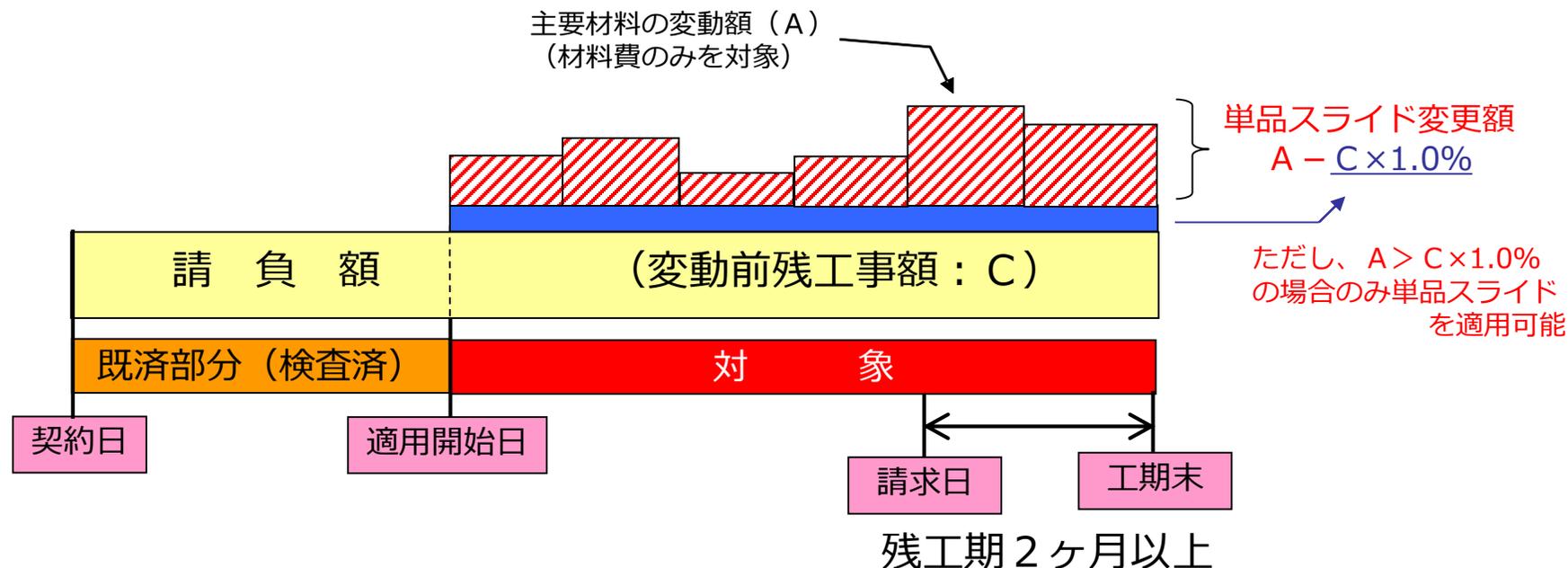


資材の価格が著しい変動を生じた場合に適用

工事請負契約書 第26条第5項（単品スライド条項）

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適當となったときは、発注者又は受注者は、前各号の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

単品スライド（工事請負契約書第26条第5項）



工期内の予期できない特別の事情による、急激なインフレ等に対応

工事請負契約書 第26条第6項（インフレスライド条項）

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の定めにかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

インフレスライド（工事請負契約書第26条第6項）

